

第五回國會 運輸委員會會議錄第二十四号

昭和二十四年五月二十日(金曜日)

午後四時二分開議

出席委員

委員長 稲田 直道君

理事 大澤嘉平 治君 理事 岡村利右衛門君

理事 關谷 勝利君 理事 前田 郁君

理事 松本 一郎君 理事 佐伯 宗義君

理事 佐々木 三君 理事 田中 堯平君

理事 橋 直治君

岡田 五郎君 尾崎 末吉君

天野 公義君 高橋 定一君

瀧尾 君亮君 志賀健次郎君

門司 亮君 米窪 満亮君

柄澤と志子君

出席國務大臣

運輸大臣 大屋 晋三君

出席政府委員

運輸政務次官 加藤常太郎君

(鉄道総局業務局長) 運輸事務官 藪谷 虎芳君

(海運総局長官) 運輸事務官 秋山 龍君

委員外の出席者

議員 佐藤 榮作君

衆議院法制局参事 鮫島 眞勇君

専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

五月二十日

委員山口ロシエ君辞任につき、その補欠として門司亮君が議長の指名で委員に選任された。

五月十九日

國營自動車拂下反対の陳情書(北海道磯谷郡磯谷村田澤吉郎外四十五名)(第四九〇号)

防長線拂下反対の陳情書(山口縣吉敷郡小幡村國營自動車防長線民間拂下反対期成同盟委員長古屋豊雄外十五名)(第四九一号)

鶴見線拂下反対の陳情書(鶴見地区労働組合連絡協議会山岸吉茂外三十九名)(第四九二号)

紀南線拂下反対の陳情書(和歌山縣南牟婁郡村会長向井梅市外二万四千五百名)(第五〇三号)

常磐線電化促進の陳情書(茨城縣土浦市長天谷丑之助外一名)(第五〇六号)

國營自動車拂下反対の陳情書(茨城縣行方郡津澄村長下河辺徳之助外十八名)(第五一二号)

中央線、篠ノ井線電化促進の陳情書(長野縣野村議長長字都宮文)(第五一四号)

斗米村に停車場新設の陳情書(若手縣二戸郡斗米村長米澤義人外七十四名)(第五一五号)

白棚線拂下反対の陳情書(福島縣東白川地方町村会長山崎芳昌外十二名)(第五一六号)

國營自動車拂下反対の陳情書(愛媛縣松山市榎町十四番地愛媛縣旅客自動車協會宮内勇)(第五一七号)

瀬戸内海の掃海等に関する陳情書(大阪海陸協合理事長山本芳枝)(第五二一号)

近城線拂下反対の陳情書(近城線通勤通学者同盟)(第五三二号)

小運送業の復数化に関する陳情書(東京都中央区日本橋通一丁目九番)

地全國小運送業組合連合会内早川慎一(第五三三号)

中小機帆船企業の保護に関する陳情書(日本機帆船業会長竹内義巳)(第五四三三号)

國營自動車拂下反対の陳情書(北海道足寄郡足寄村長吉荒延次郎外一名)(第五四五号)

國營自動車拂下の陳情書(佐賀縣旅客自動車協會會長金子道雄)(第五四六号)

京都、奈良、滋賀地帯の観光施設総合計画実施に関する陳情書(京都府知事木村悳外三名)(第五四七号)

日本通運株式会社の再編成に関する陳情書(名古屋市中村区下廣井町二丁目二十三番地全日通労働組合中部地区本部内大倉精一)(第五四八号)

國營自動車拂下反対の陳情書(鹿児島縣薩摩郡今和泉村長濱田虎熊外二十五名)(第五五四号)

豊田村に停車場新設の陳情書(静岡縣志太郡豊田村長藤科茂七郎)(第五五六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

戰時中政府が買収した鉄道の譲渡に関する法律案(廣川弘禪君外五名提出、衆法第一二二号)

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第三三三号)

海上運送法案(内閣提出第二二二二号)

○稲田委員長 開会いたします。

それではこれより日本國有鉄道法の

一部を改正する法律案を議題といたします。

○關谷委員 この法案はきわめて簡単な法案でありますし、前に參議院の板谷順助氏が来てよく説明をいたしておるのでありますして、質疑、討論ともに省略いたしまして、原案通り決定せられんことを望みます。

○稲田委員長 ただいまの關谷君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲田委員長 御異議なしと認めます。

それではこれより日本國有鉄道法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲田委員長 起立多数であります。よつて本案は可決いたしました。

○大屋國務大臣 ただいまの御審議、御可決、まことにありがたく存じます。

○稲田委員長 次に海上運送法案を議題とし審査を進めます。

○關谷委員 海上運送法案に対します修正案を提出いたします。

海上運送法案に対する修正案

海上運送法案の一部を次のように修正する。

第八條、第九條第二項、第十二條、第十三條及び第十九條第一項第一号中「旅客及び手荷物」を「旅客、手荷物及び小荷物」に改める。

右修正案を提出いたします。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

第八條第二項、第十八條第六項及び第四十二條第二項中「認可」を「認可に関する処分」に改める。

第十五條に次の二項を加える。

2 運輸大臣は、前項の許可に関する処分をしようとするときは、運輸審議会にはからなければならぬ。

3 第六條の規定は、前項の規定により附議された事項について運輸審議会が決定をしようとする場合に準用する。

附則第二項に次の但書を加える。

但し、そのときまでにした行為に對する罰則の適用については、そのとき以後も、なおその効力を有する。

附則第三項を次のように改める。

3 臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第十五條第四号中「第六條又ハ」を削る。

附則第六項及び第七項中「認可する旨又は認可をしない旨」を「免許する旨又は免許をしない旨」に改める。

附則第十項を次のように改める。

10 改正前の臨時船舶管理法に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

右修正案を提出いたします。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

○稲田委員長 別に御質疑はありません。

第一類第十三号 運輸委員會會議錄

第二十四号 昭和二十四年五月二十日

んか—なければこれより修正案及び  
原案を一括して討論に付したいと思  
います。

○開谷委員 討論を省略いたしまし  
て、修正案並びに修正案を除く部分  
を、原案通り決定あらんことを望みま  
す。

○稲田委員長 ただいまの開谷君の動  
議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○稲田委員長 御異議なしと認めま  
す。

それではただちに討論を省略して採  
決いたします。修正案より先に採決い  
たします。しかる後に原案の修正案以  
外のものにつきまして、また採決いた  
します。

まず修正案に御賛成の方の御起立を  
願います。

〔賛成者起立〕

○稲田委員長 起立多数。よつて修正  
案は可決になりました。

修正案を除きました原案につきまし  
て採決いたします。御賛成の方の御起  
立を願います。

〔賛成者起立〕

○稲田委員長 起立多数であります。  
可決いたしました。よつて海上運送法  
案は修正議決すべきものと決します。

先ほどの日本國有鉄道法の一部を改  
正する法律案と、ただいまの本案に対  
する衆議院規則第八十六條による報告  
書の作成並びに提出方は、委員長に御  
一任願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲田委員長 それでは次に、戦時中  
政府が買収した鉄道法の譲渡に関する法  
律案を議題といたします。

○佐々木(更)委員 私は大臣の出席を  
求めておりましたが、大臣が来られな  
いので、大臣からも答弁をしてもら  
うという留保条件つきで質問申し上げま  
す。

第一に、民自党がこの法案を議員提  
出いたしました真意について、はな  
はだ私は了解に苦しむのでございま  
す。先ほど資料提出にからみまして大  
体申し上げました通り、元來この運輸  
事業は一貫性を持つことが、つまり一  
体性を持つことが、最もよい運営形態  
でなければならぬと思ふのでござい  
ます。そういう最も計画的、統一性の  
必要とされますところの運輸機関が、  
長い間の要望に沿ひまして私鉄が省線  
に買収されたら、私たちは考へてい  
るのでございます。これが今回この法案  
によりまして、相当重要な部分で、日  
本國有鉄道から買収されることになる  
わけでございますが、これはそういう  
意味において、非常に國家の重要問題  
であります。特にかかる膨大な國有  
財産を処分するにあたりましては、相  
当政府が責任を持たなければならぬ  
のであります。しかも買収の理由とい  
たしまして、その経営が赤字である  
ということ、國家の赤字財政を補填す  
る財源を求めるといふことにあるので  
あります。もしそうだといたしまする  
ならば、これは当然、現在國鉄の運営  
に全責任を持つておられますところ  
の運輸大臣、つまり運輸當局、並びに  
今日の財政の責任の衝に当たるところの  
大藏大臣、及び政府全体としてこれに  
對して絶対の責任を持たなければなら  
ないことは、いふまでもありません。  
赤字克服、財政補填、こつこつと  
な重要な理由によつて拂下げるもの

を、政府が責任を負わないで、しかも  
この國會はすでに数箇月にわたつてお  
るのでありますから、これらの理由に  
よりまして、もしも買収することが眞  
に必要でありますならば、今までで  
も政府が十分これを討議し、政府の責  
任においてこれを提出することが可能  
なのであります。それを政府がいたし  
ませんで、民自党の議長提出の形で、  
これを議會に提出する。しかも答弁に  
あたつては、さながら運輸當局がこれ  
に全面的に賛成しているがごとき態度  
をとるといふことは、これは政府の無  
責任もきわまりと、私は言わなければ  
ならないのであります。そういう状  
態にありながら、政府提出としない  
で、議員提出として、それも会期ぎり  
ぎりいつぱいの今日、余すところ日曜  
を除くと二日しかない、こういう差迫  
つた状態で、議員提出でやるといふこ  
とは、私は非常に不可解であります。

○前田(部)委員 私は提案者の一人と  
いたしました。今の佐々木委員のお尋  
ねにお答えいたします。何故に、これ  
だけの赤字を補填するためにやるこの  
法案を、議員提出にしたのか、政府み  
ずからやればよかつたじやないかとい  
うお話がありました。これは実はわが  
党の最高幹部においても、いろいろ政  
府側と折衝されました。その結果他  
も議員提出の法案がありますし、また  
從來の内閣においても、議員提出の形  
をとられたものもありましたので、従  
來の各党のやられた方法に基いて、政  
府と話し合ひの結果、議員提出にして  
もらいたいということ、やつたよう  
なわけでございます。

○加藤(常)政府委員 今のお話でござ  
いですが、政府といたしましては、今  
回議員提出とすべきか、政府提出とす  
べきかについては、先ほど大藏大臣か  
ら答弁があつた通りであります。大  
体今回の予算にも、この法案に盛りら  
れた勘定が載つておりませんし、また政  
府當局といたしまして、國有鉄道の國  
有にしてやるものを、みずから切り離  
す法案を進んで出すということはない  
つた。それから各般の情勢から見  
ても、議員提出でも政府提出でもど  
でもいという見地、この三点から、  
議員提出におまかせしたのでありま  
す。

○佐々木(更)委員 私はそういう理由  
では承服することはできません。少く  
ともこれを拂下げるによつて、  
もしも財政の赤字を補填することがで  
きたら、さうならば、國家財政の  
總体収入に比較して、相當の値打ある  
ものでなければならぬはずでありま  
す。大体においてこの拂下げ價格は、  
提案者の先ほどの説明によると、四億  
内外だといふ御説明のように承りまし  
た。多少数字に相違があるでしょう。  
私詳しくこれをメモしておりました  
から、わかりませんが、今日七千數百  
億円の國家財政のもとに、こつこつと  
ずかばかりの四億の拂下げで、國家の  
赤字が克服されるというならば、これ  
は失礼ながら、頭がどうかしているの  
じやないかと思ひます。政府がこれ  
もつて赤字克服のためにやるというこ  
とは、私は断じて承服できません。提  
出者もさうであります。ほんとうに諸  
君が國家の選良であり、國の財政を  
これによつて解決しようとするなら  
ば—四億そこ—のかかる鉄道を拂  
下げて、國家の財政が解決するなど  
というそんな甘いことで、皆さんが現  
在の國家財政を解決しようとするなら  
ば、むしろそれは國民に向つて大いに  
恥しなればならぬ。従つて皆さんが  
これくらいのこと、赤字克服のため  
にやるなどということに対しては、私  
は断じて承服はできない。これは皆さ  
んに、もつと國民の納得行くような、  
必ずほんとうの意義があると思ふの  
でありまして、私はそういう点で、く  
どいようですが、もう一度當局並びに  
提出者の御答弁を願いたいと思ひま  
す。

○加藤(常)政府委員 今の御質問であ  
りますが、國有財産の拂下げ問題は、  
運輸省だけでなく、各方面にありま  
す。今の御質問によりまして、四億  
んぼで國家の財政が救済できないでは

ないかということであり、國有財産は、一つのもの何千億と固まつていられるものではございませんので、政府といたしましては、その一端としてこれを取上げたということであります。

○前田(郵委員) 提出者としてお答えいたします。ただいま佐々木委員は声を大にして「言われまされたが、この問題は、社会党の諸君も、赤字をどうして克服するか」といふことは、第一國會以來非常論議されたところであり、今までは社会党あるいは民主黨の諸君が與党であつて、この赤字をいかにして克服するか、非常に苦心をされたところであつたのであります。私どもも今回絶對多数をとりまして、與黨になりましたので、この際たとい一端でもこれを実行したい。少しでもやりたい。現在これをやらずに、このままおけば、赤字はますます多くなつて行く。二十二年度の計算においてもすでに五億、おそらく二十三年度においてはその倍の十億ぐらゐになるかもしれない。毎年赤字がふえて行つて、また値上げをしなければならぬ。鐵道の關係の人はそう感じないかもしれませんが、一般の國民大衆は、この値上げには實際困つてゐる。これはもう社会黨の諸君も、われ／＼と一緒になつてこの問題を非常に心配したのであります。そういう意味から、この際私はいつでも片づけておきたいということが一つと、もう一つは、先ほどから申し上げました通り、わが民主自由黨には、國營を造り／＼と民營に移して行きたいといふ一つのイデオロギーがありまして、その方面から今回提案になつたわけでありまして、この二つ

を兼ねて、私どもは提案の理由といたしてゐるような次第であります。

○佐々木(更)委員 民自黨のイデオロギーの問題は、あとで御質問申し上げます。私はこの拂下げの重大なる理由として、提案者があげておられます赤字克服の意義について、重ねて御質問申し上げたいと思つておられます。もしも現在の窮迫せる國家財政の解決に、たとえ七千数百億圓の國家予算の中で四億圓でも、膏藥代ぐらゐの多少の足しになるのではないかと、いふなら、あるいはそうかもしれない。しかし、膏藥代でもよい。この際少し寄せようといふことならば、この際それだけの用意がなければならぬ。ところがこの法案で見ますと、第七條に、國有財産法及び日本國有鐵道法第四十九條の規定は、この鐵道を讓渡する場合に、これを適用しない。こゝういふふうになつておるようであります。そこでこれを見ますと國有財産法の第三十一條によりますれば、「普通財産の賣拂代金又は交換差金は、當該財産の引渡前にこれを納付せなければならぬ。但し、當該財産の讓渡を受けたものが公共團體又は教育若しくは社会事業を営む團體である場合において、各省各廳の長は、その代金又は差金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、確實な担保を徴し、利息を附し、五年以内の延納の特約をすることができる。」こゝういふふうになつておりますし、それからこの財産法の全体を通じては、年賦その他の猶予ができるような、法律の適用が準備されておるということでありまして、従つてこゝういふふう提案者は、あらかじめ賣渡し

代金について猶予ができるような準備をもつて、この法案を提出されておるようでありまして、従つてほんとうに國家財政をここで解決しようとするものが理由でありますならば、一時間早くこれを解決しなければならぬ。こゝういふような一つの猶予の考え方もつて、この法案をつくつておるというところは、これはどう考えましても、政府並びに提案者におきましては、ほんとうにその理由を赤字克服のためにのみやつておるとは、考えられないのであります。提案者は、もしも買ひ受ける会社なりあるいは特定の人々が、代價の支拂を一時になすことがむずかしい場合においては、猶予する御意思があつてこれをつくつておられるのかどうか。こゝういふお考えがあるのかどうか。この点についてひとつお伺いをいたします。

○前田(郵委員) ただいまのお尋ねにお答えいたします。鐵道は企業用財産でありますから、本来ならば讓渡ができないのであります。そこでその例外を規定したわけでありまして、ただいま言われたような國有財産法の第三十一條は、この法律でも準用ができることになつておるわけでありまして、なおこの法案の立案にあつては、詳しく説明をお願いしたいと思います。

○鮫島(更)委員 最初に御指摘の國有財産法を適用しないという点でございますが、この点はただいま前田委員からお答えがありましたように、鐵道は國有財産法によりまして、企業用財産といふことになつております。國有財産法で讓渡できませんのは、いわゆる普通財産でありまして、鐵道のような

企業用財産は讓渡できないことになつておるのでございますが、この法律の規定する手続によりまして讓渡いたす場合には、本来企業用財産ではございませんけれども、國有財産法の規定にかかわらず、讓渡できるというのが第七條第二項の趣旨であります。それから國有財産法第三十一條の規定も御指摘でございますが、これは第八條第二項を準用いたしまして、やはりこの國有財産でありますところの鐵道を讓渡いたします場合には、できるだけ普通の國有財産を拂下げます場合と同様な処置をとる必要がございますので、この國有財産第三十一條を準用いたしまして、代金は原則として引渡し前に支拂わなければならぬ。ただ一時に支拂うことができない困難な事情がございましたならば、五年の年賦で、しかも確實な担保をとりまして、また利子をとりまして、この延納の特約ができるという國有財産法第三十一條の規定を準用いたしまして、この支拂いについては、非常に嚴格な規定をおいておるわけでありまして、

○鮫谷(更)委員 今鮫島君から御説明したと同様であります。

○佐々木(更)委員 私は先から申し上げておる通り、もしも眞にこれが國家の財政を憂ふる結果拂下げの、こゝういふことが眞実でありますならば、この拂下げの價格が、ただちに政府の國庫に收入されるということが、條件でなければならぬと思つておられます。先ほど申しましたように、七千数百億圓のうちで、四億何千万圓で國家の赤字を補填するといふ考へ方自体が、國民全体はばか／＼しく思われないでございましょうか。信用が

できるでしようか。かりにその四億でも足しになると仮定いたしましたとしても、それは今の赤字を補填するために必要なのである。その理由を明らかにしなければ、少くとも赤字克服という理由は出て来ないでしよう。法制局の方が答弁されたのは、それはでたらめであります。しかもこの第八條の第二項によつて、それにもかかわらず「前項に規定するものの外、讓渡の代價の支拂については、國有財産法第三十一條の規定を準用する。」こゝうなつておる、それほど緊急必要なるものを、なぜに國有財産法第三十一條をわざ／＼準用して來て、支拂いを猶予する必要がどこにあるか。そんなばか／＼しい理由で國民が納得するか、そんなことで納得するはずはない。だから赤字克服のためにやるといふことは、これはどうである。皆様は、正直にこゝういふ点をどうお考えになるのか、もう一回答弁を要求いたします。またこゝういふ國有財産法第三十一條を準用するといふようなことは、皆様自身が、この拂下げの二十二鐵道の賣却代の支拂いを猶予する心持があるからだと考へる。これらの疑惑をこの際國民の前に明確にしたい。政府並びに提案者に対しては、御答弁を要求いたします。

○鮫谷(更)委員 讓渡價格に関する政府當局の意見といたしましては、この法案には、地方鐵道法第三十一條から十三條までの規定を準用しておりますが、價格が基本になつておりますが、政府の考へておられます讓渡價格は、その複成價格、もし今これだけ建設すればどれだけかかるかといふいわゆる時價であります。時價を基本として、この



すが、準用される國有財産法とはどう  
いうことかというところを讀み上げま  
す。(賣拂代金等の納付)第三十一條  
普通財産の賣拂代金又は交換差金は、  
当該財産の引渡前にこれを納付せな  
ければならない。だから、これは賣り  
渡しましたならば、鐵道を交付する前  
に金を納付せなければならぬ。こ  
れならば、なるほどあなたの方の言  
り、かりに金が四億圓にせよ、十億圓  
にせよ、百億圓にせよ、價格は別に  
まして、現在の窮迫せる國家財政の赤  
字を補填することになるかもしれない。  
「但し」この但しは問題だ、「当該  
財産の讓渡を受けたものが公共團體又  
は教育若しくは社會事業を営む團體で  
ある場合において、各省各廳の長は、  
その代金又は差金を一時に支拂うこと  
が困難であると認めるときは、確實な  
担保を徴し、利息を附し、五年以内の  
延納の特約をすることが出来る。」この  
規定からいたしますと、この國有財  
産法の第三十一條の適用を受けるもの  
は、公共團體とか、教育とか、社會事  
業とか、こういうような公共性を持つ  
た團體でなければならぬという規定  
なんです。このたびの鐵道の拂下げに  
は、原則からいえば、これは適用され  
るはずはない、これは認めるでしよ  
う。それをわざ／＼あなたがこの第八  
條の第二項に持つて来て、この鐵道の  
賣渡し價格の支拂いに準用する意圖は  
どこにあるか。この資産を賣つた代價  
を、むりに公共事業に適用する國有財  
産法第三十一條を持つて来て、この鐵  
道の代價の拂渡しに対して準用する意  
圖、それは、すなわちあなた方が掲げ  
ている國家財政を解決しようというこ  
とが、うそであるというところの裏づけ

になると私は言うのです。いわゆる羊  
頭を掲げて狗肉を賣るに似ていると言  
われても、しかたがないと考へている  
のであります。なおあと、國有財産法  
第三十一條のしりの方に「さし  
てあります。時間をとりましますので省  
略いたしますけれども、わざ／＼こう  
いう法律を持つて来て準用するところ  
に、私はこの法律提出理由の認めた  
ものがあつた。だから法案提出の條件  
を備へておらないという重大な点で、  
私はあなたに質問しているのでありま  
す。その点御答弁願ひたいのでありま  
す。

○前田(都)委員 この代價の支拂い問  
題であります。これは大體運輸審議  
會におきまして、讓渡代金の支拂い時  
期及び支拂い方法、それから讓渡の期  
日というようなことは、決定するわけ  
でありまして、その場合に、準用する  
規定としてこういうことを入れたわけ  
でありますので、實際は審議會ですべ  
てを決定してもらおうということをやつ  
たわけでありまして、これは私の方で  
もよく研究してみます。

○佐々木(夏)委員 今の前田さんの御  
答弁を聞くと、まず／＼この法律提出  
の理由について、疑惑を持つものでは  
ありません。これは先ほど田中織之進君か  
ら指摘されましたように、一種の委  
任法である。大體重要な部分は、全部  
審査會の方に委任してやるといふこと  
の意味において、これの非常に重要性  
がある。このことはあとでまた御質問  
申し上げることにいたしました。委任  
事項であればあるだけに、委任いたし  
ました後において、たとえば讓渡審査  
會等が、この法律制定の趣旨に沿うよ  
うな方法で運用することを、法律でき

める義務が國會議員としてある。それ  
なのに、今も言う通り、あなたの方で  
は、これは財政上の解決の一助であ  
る、赤字補填のためだと言ひながら、  
わざ／＼委任立法であるこの法律に対  
して、何も關係のない國有財産法第三  
十一條を準用することは、よけいなこ  
とだ。研究するとか、しないとかい  
うことではなからうと思ふ。ここに私  
は、本法案を提出している民自党の眞  
意を疑う点がある。これ以上皆さんが  
このことについて答弁できなければ、  
研究して来て、あす私は重ねて質問  
いたしますから、これは留保しておきま  
す。

そこで私が次にお聞きしたいのは、  
この法律を民自党の案として、議員提  
出で出したことは、先ほど前田委員の  
御答弁の中に、これは全部官營を民營  
に移すという、民自党のイデオロギ  
に基くものであるということ、はつ  
きり言つておられました。私がお聞き  
したいと思ふところは、むしろそな  
んです。皆さんが羊頭を掲げて狗肉を  
賣るようなかつこうでもつてやる。赤  
字を解決するための財政上喫緊の状態  
をおつしやいますけれども、實際はそ  
このところはつて足りてありまして、  
こういうことを言ふと、また懲罰だ  
なんてしかられるかもしれませんが、い  
わゆる國民を欺瞞する一方便のよう  
なものである。こういう赤字を解決す  
るというやうな、きれいなことをおつし  
やいますけれども、ほんとうは、皆さん  
の官營を漸次民營に移すという民自党  
の思想が、この法律提出の重大なる理  
由であらうと私は考へるものでありま  
す。すなわち民自党は、公約が実行さ

れないで非常にお困りのようでありま  
すが、せめて鐵道ぐらゐを拂下げて  
民營にすることによつて、自由經濟主  
義というものを、國民に対する公約の  
一端として、果さうという御意思であ  
るように、私にはうかがえるのでござ  
います。この点について、眞意はどこ  
にあるだろうと私は考へるのでござ  
います。提案者はいかがでございま  
しうか。

○前田(都)委員 ただいま佐々木委員  
からお話がありました。第一回國  
會以來、佐々木委員とはこの委員會で  
長年のお知合いでありまして、私も  
がいかにか赤字解消という問題に対  
して、努力しておつたかといふことは、  
十分御存じのほゞであります。またた  
だいま申されたように、民自党のイデ  
オロギによつてこの法案が提出され  
たといふことは、さきの大藏委員會と  
の連合會においても、るる申し上げた  
通りでございます。私も単にイ  
デオロギだけにとらわれて、赤字の  
問題を考へないといふのでないこと  
は、私が言わないでも、佐々木さんが  
この議場においてわれ／＼が奮闘努力  
したその速記録を見、また現在直接お  
聞きになつた私どもの言論から、十分  
に御推察をお願いできるものと私は信  
じて疑わないものであります。

○佐々木(夏)委員 前田さんは率直  
に、いろいろな理由もあるけれども、  
民自党の精神である、漸次國營を民營  
に移すという民自党の政策の線によつ  
てやる、こうおつしやられるのでござ  
います。これはまことに重大なこと  
でなければならぬと思ふのでございま  
す。そういたしますと、私は提案者並  
びに政府当局にお伺ひしたいのでござ

います。もしもこの鐵道の拂下げ  
が、國營を漸次民營に移すという根本  
的な思想に基くものとしたしますなら  
ば、單にこの法案で、戦時中のものだ  
け拂下げるといふことは、これは全  
體の思想の一部分をなすにすぎないも  
のであると考へられるが、さうである  
かどうか。言ひかえれば、第一段とし  
てこれを拂下げて、次はど／＼を拂  
い下げる——日本は鐵道だけの問題で  
ございまして、日本は鐵道だけの問題で  
ございまして、漸次國營の鐵道を民營に  
移して、民自党の思想といふものを貫  
くその一端と考へてよろしいかどう  
か。こういうことを、この際はつきり  
と明らかにしていただきたいと思ふの  
でございまして。

○前田(都)委員 ただいまのお尋ねに  
お答えいたしますが、民自党は御承知  
の通り前の選挙にも、今回の選挙に  
も、國營を民營に移すといふことで、  
この点は相當強調して選挙区にまみ  
て来たのであります。わが党におき  
ましては、鐵道全体に対しての拂下げ  
をやりたいという氣持も、相當強  
いと思ふのであります。とにかくそ  
う急にさういふこともできないわけ  
であります。やはり順を追つてやら  
なければならぬので、戦時中買上げ  
た鐵道から、まずわが党の政策の一端  
として実行してみようといふことで、  
その政策の一端の現われとして、これ  
が出て来たのであります。

○加藤(憲)政府委員 今の佐々木委員  
のお尋ねは、政府当局に民營に移す意  
思ありやいなやという御質問だと思  
います。民自党本部において、政調會等  
の方面で、さういふことが論議されて  
おりますが、運輸省当局においても、

五

運輸省全体の機構を、民営に移すか移さぬかという点は論議中でありまして、現在といたしまして、運輸省全般のあらゆる機構を、民営に移すという点は、まだきまつておりません。研究中であります。

○佐々木(更)委員 前田委員は正直だと思つて、私敬意を表します。確かにこれは、先ほどから申し上げました通り、この拂下げの理由は民自党の公約であり、民自党の政策である。いわゆる漸次あらゆるものを民営にしようとする政策の一端であり、従つて今の國有鉄道全体を、漸次民営にする一段階として、この法案が提出されたという御答弁に對しまして、まことに率直なるものとして、これを了解し、満足するものであります。

そこで私は次に質問を進めてみたいと思つて、ございしますが、もしもそういふふうに、國有鉄道全部を漸次民営に移すという民自党の政策から発して、これをおやりになるといたしますならば——私はもちろん賛成いたしませんよ、私は反對でございますけれども、民自党はもつと勇敢に、この法案をお出しになつたらどうでありませう。先ほども申しました通り、きれいごとを並べて、この法案の眞意をまごかすといふことは、國民に對してまことにすべきだと思つて、この法律を見ますと、この法律の第一條に「この法律は、日本國有鉄道をして、政府が昭和十八年及び昭和十九年に今次の戦争の必要に基いて地方鉄道会社から買収した鉄道」云々と、こう書いてございします。つまり理由に現われたところを見ますと、戦争犠牲者を救済してやる。戦争に際して國家が不当に民営

を圧迫したものに對しまして、一つの救済方法として、これを再び民間に拂下げるのだという、まことに人道主義的な、まことに美しい理由をつけておるのであります。もしも前田さんがおつしやるように、漸次國有鉄道を民営に移すその一段階として、これをやるというならば、こういうきれいなことをおつしやるに、すなわち昭和十八年から十九年までのものを買い上げるとおつしやるに、もつと廣くやらなければならぬ。もしも國家財政のためであるとおつしやるならば、おそらく私鉄会社から買い上げたものだけ、赤字になつておるはずはありませぬ。ここに提出された資料に基いて見ましても、阪和鐵道のとき

は、全國の省營全体のパーセンテージよりももつと業績をあげておる。わざわざ好んで私鉄から買収したものだけを、そういうイデオロギーであるにもかかわらず、やるということは、まことに不可解千萬である。もつとこれは全体として討議をしなければならぬ。もしもイデオロギーで提案されるものならば、こういうきれいごとをおつしやらずに、戦争中に買い上げたものだけとおつしやるに、鉄道全体として討議することが、最も勇敢であり、國民に忠実であり、それでこそ民自党の公約の履行であり、主義に勇敢であるといふことが言えると思つて、こういうことで参りましては、國民はますます誤解を深くするものでございします。そのことはしばらくおきまして、政府が昭和十八年から十九年にかけて、戦争の必要に基いて地方鉄道会社から買収した鉄道を、救済の意味で拂下げるという御意見のようでございます。

これは先ほどの大藏委員会の委員の御質問に對しても、お答えがあつたようでございますが、私の見るところにおきましては、なるほど戦争も一つの條件でありました。それは理由の一つではございしたけれども、この鉄道を政府が買い上げたということは、單なる戦時状態、そういうことからばかり来るものではございませぬで、たまたま戦時輸送計画の上から、省線と密接せる私鉄とが、おの／＼別の經營であることは非常に不便である。いわゆる輸送の一体性、統一性、計画性と相反するものがあればこそ、平時立法としてこれを買い上げたものと思つて、何か國が國民を圧迫してやつたものに對して救済するがごとき、こういうような言ひ現わし方は、理由としては國民は承諾しかねると思つてございします。この点、前田さんはどうお考えでございますか。

○前田(郁)委員 先ほど来、いろいろ佐々木委員から御質問ございましたが、私は民自党としては、いわゆる國營をなるべく民営に移して行こうという思想があるといふことを、先に申し上げたわけでありまして、この國鉄の幹線を全部やることを、実は申し上げたわけではないのでありまして、この点をひと誤解のないようにお願いいたします。

それから戦時中の非常措置であつたといふお話でありましたが、まづたこの同感でありまして、私もこの鐵道は戦争のさ中におきまして、國家總動員法が施行されており、この法に基いてさらだ陸運統制令が制定されまして、戦時目的の完遂のために、一部國民

の利害を超越して、非常処置をとらなければならぬ実情があつて、實際におきましては、これらの鐵道の買収方法といたしましては、協定もまづた一方的のものであつたのであります。それから先ほどもお話し申し上げました通り、公債は登録國債として政府に寄託されまして、一般の賣買、譲渡に強い制限が付せられて、しかも会社はそのまま存続すべき旨の指示を受けたような次第であつたのであります。従來の買収は鐵道敷設法に定められた予定線を買収することが原則で、一年に二、三線しかなかつたものをば、ちよつと十八年、十九年の二箇年間に二十線に及んだというわけでありまして、私もこれは形式的には平時法であつても、これは實質的にはまづた戦時非常立法であつたと思つて、この法律は還元を趣旨とするものであるといふことをば考えまして、立案をいたしたような次第であります。

○加藤(常)政府委員 今佐々木委員のお尋ねで、日本國有鐵道の民有の推移についての根本的御質問がありました。それは提案者に関しますことと、私にあまり関係がないこととあります。政府といたしましては、この法案はそういうような関係がないものと解釈しております。本法案の第一條の第二項に「この法律のいかなる規定も、鐵道國有法(明治三十九年法律第十七号)第一條の趣旨を変更するものと解釈してはならない。この鐵道國有法の第一條は「一般運送ノ用ニ供スル鐵道ハ總テ國ノ所有トス但シ一地方ノ交通ヲ目的トスル鐵道ハ此ノ限ニ在ラス」云々」といふ関係であります。

の法案が出ました趣旨については、漸次各線を民営に移すといふような解釈を政府としては持つておりません。○佐々木(更)委員 加藤政務次官は政府でございしますから、私はその趣旨のことは提案者に聞いておるので、参考として承つておきます。

そこでこれは前田さんに確認しておかなければなりません。あなたは先ほど私の質問に對しまして、政府は選挙ごとに國營を全部民営に移すのだといふ公約をして来たんだ。これに忠実に従つておるのだ、従つて私鉄の拂下げといふものも、これは國營に順次移すといふ一段階としてこれを提出した。これはここにおられる皆さんが全部聞いておられる通りです。速記にもそう出ておるではありませんか。何人もこれを改竄しない限りは、速記にはつきりと出ておると思つて、これをもう一度再確認していただきたいと思つて、速記者にも十分その点御注意願ひまして、私その点は後ほど行つて改めることにいたしましたと思つて、御了解を願ひます。そこで戦時立法で拂下げたもの、つまり國が戦時的情勢に基いて、これを民間の私鉄に對して強制したものでどうかといふことは、これは提案者の前田さんと私の意見の相違でございしますので、これ以上質問しても明らかにならぬことと思つて、すから、前田さんにはこの点はお伺ひいたしません。しかし理由はまだたくさんございします。そこで藪谷さんにお伺ひしたいのであります。あなたも鐵道に長い間御奉職なされておられまして、多分十八年、十九年当時も、鐵道に御奉職なされておられたのではなからうかと思つてござい

すが、これを買収した鉄道当局、その衝に当られた皆さん自身が——政務次官や何かは政党内でございませうから、問題は別でございませう。あなた方鉄道の方が、これを昭和十八年から十九年にかけて買収する当時は、これは戦時立法のつもりで、戦争の要請にこたえるそのことのみで、これを買い上げたのかどうか、それも一つの理由であるが、いわゆる輸送の一貫性、統一性、計画性、こういうものに基いて、つまり社会的要請に基いてなしたものでどうか、この点ひとつ責任あるところの当局の方から、御答弁をお願いします。

○藪谷政府委員 買収いたしました根拠法規は、地方鉄道法の三十一條以下であります。この地方鉄道は平時からあるものでありまして、平時においても、多数の地方鉄道を買収いたしましたことは事実であります。戦時中買収したのも、それと同じ手続をとつたのであります。決して佐々木さんの指摘されるように、國家總動員法とか、そういうような戦時立法で買収したものでございませぬ。但しその目的が、買収の理由書を調べますと、一部の理由といたしまして、戦時輸送力の増強に資したという事は事実であります。しかしながらそれが全部の理由ではございませぬ。

○佐々木(更)委員 この法案の提出理由のいかにございませぬかということの一つの証左に、今の御答弁はなると思ふのであります。いざこれららの点は、運輸大臣の出席を求めてさらに確認したいと思ひますので、これはその程度にいたしておきたいと思ひますので、ございませぬ。

そこで次にはこの理由の一つといつたしまして、この鉄道の拂下げは公共の利益に合致するものである、こういうふうな述べられております。結論からいいたしまして、私はかえつて公共の利益に相反する結果になると考えたのでございませぬが、公共の利益になるか、ならぬかという事は、これは國民の受ける利益が大きい、小さいかによつて決するものでございませぬ。と同時に、國家が受ける利益が大きい、小さいかで決定することは、いふまでもございませぬ。そこで私は提案者にお聞きしたいのであります。現在買上げられたる私鉄が、今日では、私の見るところによりますと、まづたく省線の一部として、離すべからざる密接な関係を持つておると思ふ。地方鉄道とは、その地方だけの必要によつて、地方にできてゐる鉄道であること、いふまでもございませぬ。しかるに今日戦時中に買上げられたる鉄道は、ただいま藪谷業務局長から明快に答弁せられましたように、なるほど戦時という一つの條件が、何分の一かの作用をなしたてでありませうけれども、いわゆる社会的な條件が、もはや地方鉄道が独立して経営することが、國家公共の利害に相反するという平時的な必要、いわゆる平時立法としてこれを買収されたであらうことは、いふまでもありません。前田さんただいま業務局長のお答えをお聞きであると思ふのであります。しかもこれらの地方鉄道は省管に移しまして、もはや今日ではまづたく省線の一部である。私がお身近に感じております石巻市、仙台市をつなぐ仙石線を見ましても、これを独立することは、何らの意味もな

い。今日ではこればかりつばな省線の幹線ともいふべきものであります。これを引離すことによつて、一体公共の利益に合致するでありませうか。あとでいろいろ御答弁をお願いいたしますが、公共の利益になるといふならば、民間に移すことによつて、たとえ非常に運賃が安くなるとか、スピードが早くなるとか、きれいな客車に乗せてくれるとか、回数を多くしてくれとか、いろいろこういうことがなければならぬでありませう。私たちがよくわかりませんが、もしこれらのものが引離されて再び地方鉄道になるならば、その間には運賃の計算上にも煩鎖な点が生ずるであらうと思ふ。いろいろな点で、私は不便が生ずると思ふのであります。これを拂下げること、公共の利益に合致するなどという事は、これこそはまことに理由のないことだと思ふ。すでにこれらの私鉄拂下げ反対の陳情は、單なる鉄道従業員の運動ではありませぬ。何か世の中では、こういうものの反対運動は、従業員諸君が自分の保身術のためになさるようにお考えであり、これを宣傳もなさつておるようでありませぬ。これは反対であります。私のもとに参りましたごく一部の反対を見ましても、鶴見線においては、ほとんど資本家連中が反対しておる。公共の利益に反すると言つておる。こういうことを申し上げては失礼になりますが、民自党はお金持の政党だといわれております。(ノーク)ノークでございませう。世の中ではそう思つておる。その鶴見におきましては、その資本家連中が、ここに連名して持つて来ておる。説んでもよいのですが、そんなことを

すると、議事の妨害とか何とか誤解されるといけないと思つて、ここでは省線を拂下げることとは公共の利益に相反すると考えておる。これを公共の利益なりと考えておるのは提案者のみであります。提案者の政党内でございませぬ。そこで公共の利益になるといふことは、一具体的には、運賃の面においてはどうか、スピード・アップの問題はどうか、いろいろなるのか、あるいはまたスピード・アップの問題はどうか、いろいろなるのか、そういう問題をひとつ具体的に御説明なさいませう、こういうものを省管から、手足をもくようにとつてしまつて、かえつて公共の利益になるといふことの説明を、提案者の前田さん並びに加藤政務次官及び運輸省の役人である藪谷さんから、それ々々お答え願ひたいと思ひます。

○前田(都)委員 お答えいたします。佐々木さんはこの鉄道は戦時立法でなかつた、あるいは平時立法だといふことを、今運輸省の藪谷業務局長も言われましたので、それを非常に強調されましたが、事実これはお調べになれば、これが実質的には戦時立法であつた、その沿線というものは軍事施設がどのくらいあつたかといふことは、明白な事実であります。これは何人が見ましても明らかで、その事実を申し上げますれば、資料はここにたくさんあります。どの線においてもみな軍事施設があつて、そのためにやつたのであります。それが消えたのであります。すでに消滅したのであるから、むしろ社会党、共産党の方々から、この線は民営に移すべきであるという議論が、出て来るべきではないかといふく

らに思つておるのであります。それから公共の利益といふことをお話しするのであります。これは引渡しの状況を調べれば明白であります。運輸回数において、サービスにおいて、これが省管になつたらどれくらい悪くなつたかといふことは、調べれば明白であります。それは戦争のさ中であつて、國鉄全体として運賃ができなくなり、手入れができなくなつたことはもちろんであります。これは公共の利益といふ観点から言いますれば、民営に移す方が確かによいといふことを信じておるのであります。これは見解の相違で、佐々木さんはよくない、こゝろ言われるわけでありませぬ。それからいわゆる民自党のイデオロギーと、社会党のイデオロギーとは違つておるから、これはイデオロギーの争ひにすぎない。そう考へておる次第でございませぬ。あなたも陳情書を持つておられますが、私にも日本全國の賛成の陳情書がたくさん来ております。あまり来ておるので、文書箱の中には見ないものもたくさんあります。あなた方にも来ておるが、われわれの方にも来ておる。結局これは水かけ論でありまして、いわゆる民自党が天下をとれば、民自党の政策によつてやる。社会党が天下をとれば、社会党が社会主義政策を行つて行く。これは当然ではないか。その意味において、この問題も出ておると、かように信じております。

○加藤(常)政府委員 佐々木委員の御質問であります。ところがよく公共性に合致するかといふ点であります。これは現在の國有鉄道、また現在の私鉄との関係を見てもわかる通り、路線に



これを存置するという事になりまされば、多少かえなくちやならぬと思ひます。それだけ申し上げておきます。税の減免の問題は、私よりも敝島第三部長に説明してもらつた方がはつきりしております。

○敝島参事 これは私の方では提案者の御趣旨を承つて、ただ法文化いたしたわけでございますが、その承つたときの御趣旨として私が解いたしましたことは、第一條の目的をスムーズに達して、拂下げを円滑に行うために、この程度の減免を行つた方がいだらうというよふな御趣旨でございます。その御趣旨に従ひまして法文化したのが二十二條でございます。

○松本(一)委員 先ほど佐々木君からたび／＼提案者に対する御質問で、そのうちに民自党という言葉がしばしば使われております。提案者が民主自由党所屬の五人の議員であることは、御承知の通りであります。この中に社会党が一人入つておるとよくわかりますが、民自党ばかりですから、わかりにくくなつたかと思ひます。それといふのは前田委員の御答弁にも、役員会あるいは党議でこれは決定して、この案が提案されたものであるという午前中の御答弁でありました。しかしながら私どもの方の役員会並びに党議では、戦時中買収したかよふな鉄道を拂下げて、そして國鉄全体の赤字を補填をして行くというよふなことの原則的なことの相談は、しばしば行われ、決定いたしております。しかしながらこれをその当時買収した人、すなわち縁故特賣という点に限定するやいなやというよふな問題とか、または本法案八條のいわるる國有財産法の第

三十一條の法規を適用するかどうかという問題とか、今も御質問があつたよふな地方税を免除するというよふな二十二條、こゝろいうよふなこまかい問題については、実は協議はなかつたのであります。ゆえに本法案提出の詳しいことは、提案者に御説明を願わなければならぬのでありますが、この点だけは党と本法案との關係を御承知お願ひしたい。これは廣く國民の注視いたしておる問題だけに、民主自由党所屬の私として申したのであります。次いで佐々木君の御質問に前田君は、民主自由党は國營事業を徐々に民營に移すという根本的なイデオロギーの問題を答弁されておる。しかも一月の過般の總選挙に、民主自由党所屬議員は、有権者にこれを訴えて、當選して來ておるといふよふな御答弁であつたのであります。これが吉田總裁、總理大臣の御答弁であれば、われ／＼その責任をとらなければならぬ。鹿兒島においてはそのうであつたかもしれませぬけれども、その他においてははそうではない。事きわめて重大でありますから、どうぞこの点誤解のないようにお願ひしたい。これは後ほど政務次官が答弁をかえて、いたされておりますから、はつきりいたしております。非常に重大な問題でありまして、國鉄全体の將來にかかわる問題のみならず、数十万の従業員、八千万の國民の大問題である。

この長い歴史、國有事業として發達して來たわが國の國鉄、これが微々たる島國のちよんまげの日本が、明治、大正、昭和の七、八十年の間に、世界三大強國の一つ、六百万トンの船舶團を持つ日本にまで躍進して來たのは、

この國鉄の非常な力がそこにあつたことを、私どもは見のがすことができない。これが民營事業でなかつた。國營事業であつたといふことをよく承知しなければなりませんので、四等國になり下つた日本國民が、いま一度平和國家として、國民生活のレベルを高めて、平和に、幸福に八千万民族が生活して行かんとするならば、この事業を國營で行べきか、あるいはアメリカのごとく民營に移すべきかといふことは、大問題でありまして、ある筋の指し書の中にも、國有鉄道を拂下げる場合には、國民投票にすべし、但し戦時中必要があつて買収したものを、この際必要がなくなつたから拂下げる場合においては、これは別である。こゝろいう指令書も私は見たのであります。でありますから、これだけ拂下げられたからとて、今後の國有鐵道、國營事業に、今前田君のお話になつたよふなことは、万々なかるうと思ひのみならず、民主自由党の政策にもいづこにもない。重要産業國有國營、これは社会党の政策である。重要産業は民營でやると言つてはいない。それは國有事業としてすでにやつておるものをさすのではなくて、民營でやつておる重要産業を民營にしておくか、國營に移すかといふ問題である。また自由資本主義、こゝろいう從來の古く考へ方を持つ者は、民自党の代議士の中にも、おそろくこれは少数だと思ひます。新憲法のもとに、國家機構は御承知の通り高度化しております。資本家もよし、労働者もよし、労働一体、協力一致、和をもつて尊しとなす、この根本精神で行かなければ、今後の平和國家日本はおそろく再建できぬ。西

と東に世界はわかれておる。中華民國御承知の事情であります。この際私どもはつとめてこゝろいう考へ方のもとに、國の事業を処置して行かなければならぬのじやないか。そこで本法案の戦時中買収したものを、今その縁故に拂下げることにして、この法案の八條といふ、あるいは二十二條といふ、いろ／＼な面からながめてみて、あまりに縁故特賣の色彩が濃厚であり、はしなくという点が、おそろく問題だと思ひます。これは見方によつて違ひますけれども、大体戦時中犠牲を拂つてさうして買収したものである。これは前田君の、御答弁にある通り、その必要がなくなつたからこれだけは拂下げてはどうだらうといふのも一方の見方でありまして、これはおそろく多数の共鳴者もあらうと思ひます。ただ問題は價格の問題であります。またこれを賣却することによつて、運輸省の國鉄事業全体に、どれだけのいわるる補いがつくかどうかといふことではあります。そこでいわるる公共の利益といふその上の書き方があります。片方公共の利益といふことが、上にはつきり書かれておりますが、その下には、いわるる旧会社、あるいは縁故のある会社、これはもうすでに旧会社、縁故のある会社は特定のものであります。その先の公共の事業といふ書き方は、抽象的であつて特定ではありません。その点を佐々木君も御質問なされたものと思ひます。私もこれは提案者にお尋ねしたいと思ひますが、すなわち一方では特定の、いわるる拂下げ先は人を指定しておるのにかかわらず、片方の公共の利益といふ点において、具体的にも指示されておら

ぬ。ここに大きな疑惑を生ずると思ひますので、いま一度提案者である前田さんの御説明を伺つておきたい。こゝろに考へるのであります。

それともう一つお尋ねしたいのは、民營にこれを移しますと、今後公共の利益のために、やはりこの電鉄なり私鉄は、できることなら永遠に運行されて行かなければならぬ、またできることなら、もう少し設備もよくし、サービスもよくして、地方住民の福利幸福をはかつていただかなければならぬと思ふのであります。但し民營に移したその持株は、これを第三國に賣却せよといふ、いづれの國に処分せよといふ、自由であることは御承知の通りと思ひます。そのときにいわるる共産黨のいわるる民族資本を賣るものといふよふな声が出て來るのであります。決して民自党には、民族資本を賣るなどといふことを、ゆめにも考へておる人は一人もありません。私どもは國民資本主義といふものを常に考へておるのであります。個人の資本に移りまして、それが公共の性質を持ち得る事業であります。すなわち電鉄、私鉄のごときも、ところによつては敷地を提供されたところもありません。あるいは駅舎を提供されたところもありません。私も今の近鉄敷設に關係しておつた者であります。その当時地元の犠牲をお願ひして、提供を受けております。そゝろいう關係において考へたときに、個人の持株にこれがなつた場合、それがもし第三者に賣られる。しかも行く先が遠方であるといふことは、ゆめありません。但し敗戦國として、往々にして誤つた考へ方の外

資導入などを言わんとする者があるとき、そういうことが実は危険でありまして、この拂下げを受けた会社は、その持株を少くとも十年ぐらいは轉賣まかりならぬ、その会社は責任を持つて——そうしてこの法案の中にも、従業員に対して相当心づかいの注文があります。これはけつこうと思ひます。それで経営に當つてはただかなければならぬと思ひますが、こういうような考え方でお考えになつて、この法案は御作成、御提出願つたものかどうかというところを、提案者にお尋ねいたしたいと思つてあります。また先ほどの高橋さんと同じことでありまして、地方税の問題とか、あるいは五箇年計画、この問題について私も意見がありますが、一應質問も大方盡きておりますから、私もおもな点二つばかりお尋ねをいたしました。そして修正意見については相当持ち合せておりますが、これはまた後ほど協議会のおき申し上げたいと思ひます。とりあえずお尋ねをいたします。

○前田(都)委員 たいま同じ党派である松本君から妙な質問がありました。すこぶる不愉快に思ひました。いやしくも提案者の筆頭に、わが党の幹事長の名が連ねてあり、並びに政調会長の名が連ねてある。われ／＼党を代表する理事が全部名を連ね、委員長は当時選挙のために郷里に帰つておりましたが、これだけの者が承認したものを、一体松本君はどういう点でこういうことを言われるか、その心理状態を疑わざるを得ないのであります。それについて御意見を伺ひます。そのほかはあとにします。

○松本(一)委員 私の申し上げたことを、たいへん前田君がお聞き違ひをされておる。要するに先ほどの佐々木君の御質問に対して、前田君は、すなわち民主自由党は、國營事業を將來民營に移すということを選挙に訴えて来たと言われたから、そこが非常な大きな問題になつて来ておる。そう訴えて来たと言われるが、民主自由党はいついかなるときも、國鉄全体を民營に移すというようなことを、掲げたこともなければ、言つたこともありません。おそらくかような大問題は、國民投票にでも訴えてやるといふことは別として、將來相なるべくは、これは國營事業としていつまでも発達させたいと考へるのであります。前田さん、この点はお考へ違ひのないようにお願いいたします。

それから今かんじんの第一條と、それから將來この株式が轉々と他に買ひさらわれることのないように、ということを実は考へておられますので、そういうことの心配がないように、これを法制化するときは、考へておいた方がよくはなからうかと思つておられます。その点についての御意見を伺つておきたいと思ひます。

○前田(都)委員 松本君が言葉じりをつかまえて言われるので、私も一應釈明せざるを得ない。この間の選挙に、國民に訴へた國營事業を民營に移す問題であります。これは一昨年の選挙のパンフレットをごらんになればよくわかる。また速記録をごらんになればわかりますが、一昨年の選挙並びに昨年の選挙においても明らかである通り、わが党がそういうような政策を持つておるといふことを、申し上げたわけでありませう。たとえば一昨年のパ

ンフレットをよくごらんを願ひまして、十分ひとつ検討してもらいたい。そういう点についていろいろ／＼たくさん質問がありましたから、その点をお答えしたようなわけでありませう。それから第一條と第四條の公共の利益は、この法律の目的とするものでありまして、抽象的に表現したものであるというところを、御了承願ひたいのであります。

○佐々木(更)委員 私は松本さんから非常に重大なことを聞きまして、びっくりいたしました。これは本法案を審議する上におきまして、まずその資格の問題を決定しなければ、この法案の審議を進めることはできないと思つてあります。と申しますのは、一体この法案の提出者はだれであるか。いかなる資格においてこの法案が提出されたのかということが、ここに問題になつて参りました。提案者の資格を決定するということは、これはいかなる法律案の内容にも先だちまして、先議すべきものと私は考へるものであります。そこで先ほど午前中のごさいます。大蔵委員の質問に對しまして、前田さんは、この法案は單にここに記名しておるところの六名の人のみではなから、民主自由党の党議によつて、民主自由党を代表して、これが提案されたものである。こういうふうなお答えでございまして、私たちは民主自由党、民主自由党というふうな、党の責任者にこの答弁を求めたのであります。従つて先刻委員長も、この提案者は前田さんのみではないから、民主自由党のどなたかでも、これに對する答弁をなさる人がある場合には、それらに質問してくれということ、私は了解し

たのであります。このことにつきまして、午前中に大屋運輸大臣も、これは党の責任においてこの法案が提案されたものであるということをお述べられたのでございませうが、ただいま聞きましますと、松本さんのお話では、この案の大部分のことについては、党においてもこれを決定いたしましたけれども、第八條並びに二十二條のごときも、これはこれを決定しておらない、こういうお話でございまして、提案者を代表いたしました前田さんの御答弁の、國有鉄道を漸次民營に移す。その一段階としてこの法律案は出すのだ。こういう御答弁は、民主自由党のあざかり知るところではない。こういうお話でございまして、これは單にここに出ておられます六人の人の御答弁のみでは、私は提案者の資格の問題で了承できません。ただいま佐藤榮作氏がお見えのようですが、多分そういう提案者の一人として御出席なさつたのだらうと思つてございませう。そういう方の御答弁のみでは、私は決してこれが民主自由党の責任をもつての提案だということ、承認できません。

○稲田委員 委員長から申し上げます。吉田茂氏は提案者ではありませんから、提案者に趣旨を明をさせます。提案者の一人として佐藤榮作君が出席しましたから、それに質問して、ださい。それでないと質問は許しません。

○佐々木(更)委員 さつきから見ておりますと、私が聞くところから、松本さんはこの案全体に對しては、民主自由党は責任は持てない、ということをお申された。第八條並びに二十二條は自分は知らない……。

○稲田委員 佐々木君、議事進行を逸脱しております。提案者が來ましたから、前会に引續いて質問を許しません。

○佐々木(更)委員 私は委員長はまことに横暴だと思ひます。ただいま申し上げましたように、この案の提出資格の明確でないことについて、議事進行で私が発言を求めておるのに對して、吉田總裁の出席を求めることが、私の議事進行の範圍を逸脱する、ということ、了承ができないのであります。委員長が申されることが正当であります。委員長の申されることが必要によつてよつて委員会を整理し、必要によつては、その発言を禁止することもできるでございまして、私も委員長の権能についてはこれを認めるものでございませう。従つて委員長のそういう御命令を認める、ということ、委員長は御命令が適法である、ということが前提であります。委員長が私の発言を禁止することが適法である場合には、私はこれに對して従う義務がありませうけれども、委員長の御命令が適法でない場合におきましては、私は委員長に抗議する権利があると思つてござい

たのであります。このことにつきまして、午前中に大屋運輸大臣も、これは党の責任においてこの法案が提案されたものである、ということをお述べられたのでございませうが、ただいま聞きましますと、松本さんのお話では、この案の大部分のことについては、党においてもこれを決定いたしましたけれども、第八條並びに二十二條のごときも、これはこれを決定しておらない、こういうお話でございまして、提案者を代表いたしました前田さんの御答弁の、國有鉄道を漸次民營に移す。その一段階としてこの法律案は出すのだ。こういう御答弁は、民主自由党のあざかり知るところではない。こういうお話でございまして、これは單にここに出ておられます六人の人の御答弁のみでは、私は提案者の資格の問題で了承できません。ただいま佐藤榮作氏がお見えのようですが、多分そういう提案者の一人として御出席なさつたのだらうと思つてございませう。そういう方の御答弁のみでは、私は決してこれが民主自由党の責任をもつての提案だということ、承認できません。

○稲田委員 委員長から申し上げます。吉田茂氏は提案者ではありませんから、提案者に趣旨を明をさせます。提案者の一人として佐藤榮作君が出席しましたから、それに質問して、ださい。それでないと質問は許しません。

○佐々木(更)委員 さつきから見ておりますと、私が聞くところから、松本さんはこの案全体に對しては、民主自由党は責任は持てない、ということをお申された。第八條並びに二十二條は自分は知らない……。

○稲田委員 佐々木君、議事進行を逸脱しております。提案者が來ましたから、前会に引續いて質問を許しません。

○佐々木(更)委員 私は委員長はまことに横暴だと思ひます。ただいま申し上げましたように、この案の提出資格の明確でないことについて、議事進行で私が発言を求めておるのに對して、吉田總裁の出席を求めることが、私の議事進行の範圍を逸脱する、ということ、了承ができないのであります。委員長が申されることが正当であります。委員長の申されることが必要によつてよつて委員会を整理し、必要によつては、その発言を禁止することもできるでございまして、私も委員長の権能についてはこれを認めるものでございませう。従つて委員長のそういう御命令を認める、ということ、委員長は御命令が適法である、ということが前提であります。委員長が私の発言を禁止することが適法である場合には、私はこれに對して従う義務がありませうけれども、委員長の御命令が適法でない場合におきましては、私は委員長に抗議する権利があると思つてござい

たのであります。このことにつきまして、午前中に大屋運輸大臣も、これは党の責任においてこの法案が提案されたものである、ということをお述べられたのでございませうが、ただいま聞きましますと、松本さんのお話では、この案の大部分のことについては、党においてもこれを決定いたしましたけれども、第八條並びに二十二條のごときも、これはこれを決定しておらない、こういうお話でございまして、提案者を代表いたしました前田さんの御答弁の、國有鉄道を漸次民營に移す。その一段階としてこの法律案は出すのだ。こういう御答弁は、民主自由党のあざかり知るところではない。こういうお話でございまして、これは單にここに出ておられます六人の人の御答弁のみでは、私は提案者の資格の問題で了承できません。ただいま佐藤榮作氏がお見えのようですが、多分そういう提案者の一人として御出席なさつたのだらうと思つてございませう。そういう方の御答弁のみでは、私は決してこれが民主自由党の責任をもつての提案だということ、承認できません。

ます。従つて私はただいまの委員長の  
お言葉は、非常に不穩当と思つたので  
ございますが、私の議事進行に対する提  
議はただいま申しました通り、この法  
案の提出責任は、民自党全体で背負う  
ものかどうか。それを先ほどから聞き  
ますと、民自党の中に非常な意見の  
相違がございます。それが直に民自党  
の責任ある提案であるかということ  
を、その総裁であり、責任のあるこ  
ろの吉田茂氏に聞かなければ、わか  
らない。従つて私が吉田茂氏の出席を求  
めることは、当然でございます。私  
の発言が議事進行を逸脱してゐるとい  
うことには、ならないと思つたのでござ  
います。そういう意味で、私は議事進  
行として、議案の審議を進める上にお  
きまして、吉田茂氏自覚総裁の出席を  
要求するものであります。

○稲田委員長 佐々木委員に申し上げ  
ます。政府の総理大臣として出席を請  
われるならば、私は委員長として吉田  
茂氏に出席を求めるともやぶさか  
ではないけれども、提案理由の説明なら  
ば、提案者にしてもらえば十分であ  
ります。議事進行はもういいです。一  
人でいいです。もうわかりました。

○佐藤榮作君 私提案者の一人とし  
て、ただいまの佐々木君の疑問として  
おられる点にお答えをいたしたいと思  
います。私どもは國會の正規の手續に  
よりまして、提案者の一人としてこの  
法案を出したわけでありまして、その  
提案者の責任は、私どもにも実ははつ  
きりわかつてゐるのであります。こと  
に國會生活において経験のあられる  
佐々木さんが、提案者以外の御出席を  
求められることは、どうも私に落ち  
ないものであります。

○松本(一)委員 先ほど佐々木さんか  
ら、私が言ったことについて、この法  
案なるものは民主自由党の責任にお  
いて出したのか、出さないのか、同じ民  
自党の議員でありながら、松本氏はこ  
の法案について知らないと言わねばか  
りの発言であつた、私が発言しました  
ことは速記をごらんになれば、はつき  
りわかります。私は間違つたことはゆ  
め発言しておりません。ところが、本  
法案は前田君の言われる通り、役員会  
並びに代議士会等を通じて、原則的に  
この法案を決議されたものでありま  
す。ゆえに戦時中買収したところの鉄  
道を、その用がなくなつた今日、これ  
を拂下げるといふことはきまつてお  
ります。それに基いて有志の方々が  
出されたものであります。これを党の代  
表と見るか、いなかはともかくも別とし  
て、黨員の私どもとしては、この法案  
については、原則的には申すまでもな  
く賛成である。但し、この内容の微々  
たる点においては、代議士会にも役員  
会にも、協議のなかつた点はあるま  
す。ゆえに本委員会の一員として、運  
輸委員の責任において、この内容につ  
いて多数の御意見で修正をすることに  
はやぶさかではないのであります。ゆ  
えに先ほど高橋氏も数項にわたつて修  
正意見を出されたのであります。これ  
を見ても御承知の通りであります。

ゆえにこの内容においていゆる國民  
に納得の行くように、日本の運輸事業  
が今後ますます発展し、赤字の累積を  
克服して行くという上に、どうすれば  
よいかというようなことは、この内容  
において、相当修正もいたさなければ  
ならぬのではないかと。先ほど私は一番  
しきりに、修正意見を持つておると、こ

ういうことを申したのであります。ど  
うぞ社會党におかれまして、こ  
ういふ意味をよく御了承願つて、御発言を  
願いたいと思つておつたのであります。

○稲田委員長 佐々木君、先ほどの質  
問を継続してください。議事進行はも  
う許しません。わかりました。

○佐々木(更)委員 それでは質問の態  
度で、答弁のための出席要求でけつこ  
うです。先ほどから前田さんの御答弁  
と、それから政府を代表する政務次官  
の御答弁の内容とが、大分違つて  
ございまして、つまり前田さんに答弁さ  
せまして、この法案を提出した理由  
は、民自党が数回にわたる選挙にお  
いて、國民に國有を漸次民営に移すとい  
うことを公約している。従つてその民  
自党の精神に基いて、そういう政策の  
一環として、この法案を出したもので  
あるから、戦時中政府が買収した鐵道  
の譲渡に関する法律案は、國有鐵道を  
漸次民営に移す一つの段階としてこれ  
を出したものである、こ  
ういふことを御答弁なさつたことは明らかである。  
数回にわたつて私はこれの確認を求め  
たのでございまして、これに對しまして  
加藤政務次官は政府を代表いたしまし  
て、このことと、その民自党との政策  
は決して一致してゐるものでない、同  
一ではない、言葉は多少違ひますが、  
そういうことを申されておるのでござ  
います。なるほど、この提案者は民自  
党でございまして、政府ではないとい  
う形式論は立つたかもしれませぬけれ  
ども、現在の吉田内閣は民自党内閣であ  
りまして、なるほど民主主義の連立派と  
申しますか、三十幾名かの人が参加し  
ておりますけれども、民自党だけで二  
百六十九名かございまして、これは

りつばな單獨内閣と、そう本質的には  
見たところで間違ひがなかるうと思  
つてございまして。従つて、かかる完全  
なるところの政党内閣におきまして  
は、民自党の政策と政府の政策とは、  
一致することが原則であらうかと存ず  
るのであります。もしも、かかる完全  
なるところの絶対多数を擁する政党内  
閣において、政府の政策と、その母体  
である民自党の政策が相反するがごと  
きことがあつては、政党内閣の自滅で  
なければならぬのであります。従つ  
て、当然提案者と政府の見解というも  
のは、一致しなければならぬはずで  
あります。それが一致しないという場  
合は、これ以上は政府の最高責任者で  
ある総理大臣吉田茂氏、同時に政党内  
閣の総理大臣、政党内閣の総裁であるこ  
ろの吉田茂氏に、このことに関する  
ところはつきりした責任ある御答弁を  
願わなければならぬのであります。  
なるほど、委員長が申されました通  
り、この法案は民自党が提案したと言  
ひましても、これに署名してあります  
者は六名ですから、吉田茂氏は提案者  
ではないといふ一つの詭弁が成立つか  
とは思ひますけれども、それはあくま  
で詭弁でございまして、それはあくま  
しばらくおきまして私は論じません。  
いゆる民主自由党の総裁であると同  
時に、内閣総理大臣である吉田茂氏、  
そういう両面の資格を持つてゐる総理  
大臣吉田茂氏に、ここにはつきりした  
責任ある答弁を求めると、内閣総  
理大臣の御出席をあくまで私は要求し  
たいと思つたのであります。委員長にお  
きまして、しかるべくおとりはから  
いをお願いいたします。

○稲田委員長 委員長は現段階にお  
いては、総理大臣でなくても、あなたの  
質問には提出者で十分だと思つて  
おります。委員長は、あなた  
は委員長でありまして、佐々木更三で  
ありません。あなたがどう思うとい  
うことはあなたのかつてなんだ、私は  
衆議院議員佐々木更三の資格にお  
いて、内閣総理大臣吉田茂氏の出席を要  
求する。あなたは委員長としてこれを  
取次げばいい、これを拒絶する何らの  
権能はない。

○稲田委員長 委員長の意見を問うと  
いうことだから、そう答えたんです。  
○佐々木(更)委員 委員長は私の要求  
に基きまして、内閣総理大臣吉田茂  
の出席を要求してください。吉田茂氏  
の出席がない限り、私は私の質問を留保  
します。衆議院議員が内閣総理大臣を  
答弁に呼ぶ権利はあるはずである。内  
閣総理大臣が何だ、われ／＼は國家の  
最高權威である議會の代議士である。  
議會の代議士が吉田茂の出席を要求  
できないといふばかなことがあるか。だ  
から私はあくまで吉田茂の出席を要求  
するまで、私は質問を留保いたします。  
本會議において緊急質問をいたしま  
しても、私は当然吉田茂氏が出て來ま  
して、かかる不統一な政策に對しまし  
て、吉田茂氏はいかなる見解を持つ  
か、私はその答弁を要求しなければな  
りませぬので、委員長においてしかる  
べく手續をされることを要求いたしま  
す。

○稲田委員長 要求するのはかつてで  
あるが、先ほど委員長の意見はと言  
うから、委員長はその必要はない、提出  
者がいるから、提出者で十分であると  
認めるというのであるが、あくまでそ

う言うならば、この委員会の総意に  
か  
けて決します。  
ただいま佐々木君が総理大臣の出席  
を求めなければ発言しないと言いが、  
これについて委員各位の意見を徴しま  
す……(発言する者あり)あなたに発言  
を許しておらぬ。

○佐々木(東)委員 出席委員過半数に  
達しないから、これは流会だ。流会で成  
立しないから、あらためて定足数をそ  
ろえてやつていただきたい。

○稲田委員 それでは佐々木君の意  
見は留保しておきまして、あとの質疑  
を継続します。門司亮君。

○門司委員 私ほただいま委員長と  
佐々木君の間の議論も一應聞いたので  
ありますが、自体法案の提出について  
は、二つの行き方があるということ  
各位の御了承の通りであります。国会  
に対する提出といたしましては、政府  
が提案するものと同時に、議員の提案  
するものがあるはずであります。従  
つて議員提出のものに對しましては、  
その決議されましたものを受け入れ、  
忠実にほんとうに執行する機関であり  
ます。政府当局の意見をただすとい  
うことは、当然であります。従つてその  
政府当局の最高の責任者であります  
総理大臣に意見を聞くということも、  
また議案審議の当然の結論でなければ  
ならないと思つております。しかる  
にもかかわらず、佐々木君の発言に對  
して、これを委員会の議決をまつてな  
らうという方がごときことは、明らかに  
議員の権能を抑制するものであると私  
は考へるのであります。従つてこうい  
う重要な法案を提案されました場合に  
おいては、これの執行に當る政府当局  
は、一大決意がなければならぬと思  
つております。

は思つております。私どももここに  
同じように、総理大臣の出席を求めま  
して、本法案が可決されました後にお  
ける、政府の執行に對する決意をお聞  
きしなければならぬと思つておるの  
であります。従つて私も同じように総  
理大臣の出席を要求する一人でありま  
す。

それから同時に申し上げますが、大  
藏大臣がここにおいでになつておりま  
せんので、あわせて大藏大臣の出席を  
求めて聞くことがいいと思つておるが、  
運輸省の次官がおいでになつておりま  
すので、アウトラインだけでもわか  
れば、御答弁をこの際願つておいた方  
がよいと思つて、聞いておきま  
す。それは本年度の予算の数字の中  
で、たしか数字ははつきり、覚えてお  
りませんが、三十五億程度の國有財産  
の拂下げが歳入に見込まれておりま  
す。従つてその歳入見込みと、この拂  
下げと関連があるかどうかということ  
であります。これは國の歳入關係に非  
常に関連がありますので、その関連を  
どういふふうにとつておるかといふこ  
とを、一應聞いておきたいと思いま  
す。

○加藤(常)政府委員 今御質問の点の  
三十何億であります。本案と三十何  
億とは關係がありません。

○門司委員 それで一應了承いたしま  
したが、その他についてお聞きしてお  
きたいと思つておることは、先ほどか  
ら非常に議論の中心になつておるま  
す。第一條の公共の利益の問題であり  
ます。この解釈を提案者はどういふ  
うになされておるかといふことであ  
ります。いわゆる公共の利益といふもの  
は、非常に廣いのであります。公益

という文字を簡単に使いますが、公  
益は國全体の公益の場合もございま  
しうし、また一局部に限られたものも  
必然的に私は出て来ると思つてあり  
ます。この場合における解釈は一体ど  
ちらをおさしになつておるか。これは  
わかりにくいと思つておるが、私の申す  
のは、この公益といふものは、これを  
主として利用するものをさすのか、あ  
るいは國全体の利益をさしているの  
か、その点を明確にまずお答え願つて  
おきたいと思つておるが、

○前田(都)委員 公共の利益といふ問  
題であります。これは午前中からい  
くたびかお答え申し上げました通り、  
國民全体の利益に合致する、こうい  
ふに私は解釈いたしております。

○門司委員 ただいま國民全体の利益  
と、これを解釈するといふお話でござ  
います。この拂下げによつて國民全体  
がむろん利益を得るといふこと、この  
利益の中にはまた二つの種類があると  
思ふ。その一つは、いわゆる財政的に  
見て國家全体の利益であるといふこと  
と、これを利用する國民の利益とい  
ふこととあります。さらにこれが産業上  
に及ぼします一つの見方でありま  
す。これは非常に見方が違ひまして、  
鐵道を赤字にするか、赤字にするかと  
いう鐵道自体のものを考へ方と、これ  
を拂下げ、よつて来る住民の生活  
と、さらにこれを基本とした生  
産の問題も、考へ合せなければなら  
ないのであります。従つてこの公共の  
問題は、ただ單に國全体と仰せられま  
しても、了承するわけに参りませんの  
で、その点もう一應お聞きしておきた  
いと思つておるが、

○前田(都)委員 ただいまお申し述べ  
になつたようなことも公共の利益であ  
りまして、これをこまかく分類して申  
し上げることはなかなか困難な  
ことでありまして、ただいまおつしや  
つたようなことも、そのうちの一つで  
あろうかと思つておるが、

○門司委員 私が聞いておりますの  
は、おそれる提案者はいろいろ答弁を  
長い間なされておるから、その間  
の食い違ひが生ずると困るといふよ  
うな警戒心から、さういふ答弁をなさ  
つたと私は解釈いたします。そこで私  
は、むしろ提案者の答弁をなされた  
のを一應引用して申し上げてみます  
と、この法案の趣旨にも書いてありま  
す通り、國鉄の赤字をどうするか  
といふことについてのお考へがあつた  
といふことは、明白に言つておるが  
この問題といたしましては、限られた  
これを利用する者の公益の問題が生れ  
て来ると思つておるが、限られた  
公益の問題になつて参りますと、あ  
なたの手記に、先ほどの御答弁では、  
たくさんの陳情書が参つて、拂下げ  
てくれといふ御意思があるといふこと  
を承つたのであります。あるいはその  
通りかとも思いますが、また私の手  
記にも同じような拂下げを希望する  
と、希望しない人の書類が参つてお  
ります。ここで申し上げたことは、それ  
らの問題の選択のいかんでありま  
す。これを選擇するかどうかであり  
ます。これは委員長の手元に差上げて  
ありますので、後ほど委員各位の意思  
決定の際に御参考にせられたいと思  
ひますが、ここに一つの例をとつてみ  
ますならば、南部線のごときについて  
は、南部線を主として利用いたして

ります川崎市民を代表いたしましたして、  
市会が決議をいたしましたして、反対の陳  
情をいたしておるのであります。従つ  
てこれら地元の公共團體の意思決定に  
おいて、これの拂下げは困るといふこ  
とを言つておられます。その内容とい  
たしますものは、産業上に及ぼす影響が  
きわめて大である。従つて当市がほん  
とうに自立して行くことのために、  
産業上にもきわめて重要である。また  
國のために非常に重要である。一私  
設会社これを拂下げるといふこと  
は、國家の産業経済の上に非常に影響  
がある。こういふ川崎市会の議決に基  
き、きわめて切実なる陳情でありま  
す。提案者のお手元にもいろいろな資  
料が参つておるかもしれませんが、こ  
れはおそらく南部線をほとんど全部利  
用し、南部線が最も主たる動脈となつ  
ております川崎市市の決議であり  
ます以上は、一應川崎市民の總意であ  
ると解釈しても大してさしつかえはな  
いかと私は思つておるが、従つて  
あなたの先ほどの御答弁の公共の利益  
といふことに関しましては、これを直接利  
用する者は、望んでいないといふこと  
の御確認を願いたいと思つておる。そ  
の次には鶴見であります。南部線を主体  
としたします臨海地帯において最も大  
きな東芝デューセル、その他を中心と  
いたします四十五会社が、同じく拂下  
げ反対の陳情をしておるのでありま  
す。これはあの京浜地帯における産業  
機關の大部分の、反対の意思決定と見  
て何らさしつかえないと私は思つてお  
ります。従つてこの二つは日本がや  
がて立ち上ろうとするのに、最も重要  
な生産に、きわめて大きな影響のある  
ものであると考へられますならば、私

これは公共の利益に反する。これを拂下げるとは明らかに公共の利益に反するということに相なるかと思つてあります。なおつけ加えて申し上げますならば、國鉄の單に赤字を埋めるといふよりも、むしろ現在のわが國の貿易産業を背負つて立たなければならぬ京浜地帯、いわゆる日本における最も重要といふべき、最も大きな京浜工業地帯の全員が反対だといふことは、明らかにわが國産業の上には極めて大きな影響があるといふことは論をまたない事実であります。これらの二つの大きな反対の理由に対して、提案者はどういふふうにお考えになつておるか。いわゆる公共の利益といふことについての解釈であります。それらの点をどういふふうにお考えになつておるかといふことでもあります。

○佐藤樂作君 午前中私も提案者の一人としてこの席におりました。皆様方の熱心な御審議の模様を拜聴いたしましたのであります。その後席をはずしておりました。たいへん申訳ない次第であります。ただいまお話しになりました公共の利益に合致する限りという点が、いろいろ御疑問があるようでありまして、多分この点につきましては、提案者として前田君から、代表して提案の理由を詳細に御説明申し上げたことと思つてあります。これに関連するものであらうと思つてあります。また先ほど席を離れておりましたが、佐々木君の御質問も多分に関連があるのではないかと思つてあります。以下提案者としての意見を申し述べてみたいと思つてあります。御承知のように民主自由党が民営論を言つておつたといふことは、まだはつきりいたしておつたものでは実はな

いのであります。ただ私どもは總体といたしまして、民主自由党としては、民営的な経営の方がより能率的ではないか、必ずや利用者あるいは消費者その他國民に幸いするだらう。こういうことで、ひとり鉄道ばかりではありませぬ、一般の官業であるとか、あるいは公園方式等につきましても、全般にわたつていろいろ研究を進めておるのであります。しこうしてこの鉄道を、このたび民間に拂下げをいたさうといつたしまして、この法律案を出したのであります。これはただいま申し上げる、民主自由党かねての主張の基本的なものであります。申すまでもなく思想的背景といつたしましては、関連はあると御了承願つてよいかと思つてありますが、この民自党かねての主張といふものが、今回の拂下げ法案として具体化されつつあるといふことは、少し言い過ぎではないかと私は提案者として考へておられます。今回提案をいたします主要たる理由のものは、國有鉄道の独立採算制を保持し、しかもその観点から立ちまして、いろいろの財産その他を処分して民営に移して参るのであります。が、國民幸福に反しない限りにおいては、これを実施するもまたやむを得ないのではないかと。すでに御承知のごとく總理は國會におきましても、この基本の方針を皆様方に本議場を通じて宣言されたのであります。今回私どもは、總理の方針であります。民自党といつたしまして個々の鉄道線区についていろいろ考へて参ります。その線区だけの働きの点から見ますと、あるいは民営に移しても可能だ

といふことが考えられるのではないかと。というところに、まず目をつけたのであります。しかしながらただ単にかよるな観点からだけ、長い間の國有方式に修正を加へることは、私どももいたしまして、現段階においてはまだ実は確信が持てないのであります。そこで私どもが取上げました線区といたしましては、本日午前中に前田君からも説明しておりましたように、買収方式等が特別の事情下に置かれて強行されたような線区について、まず第一に地方的必要度その他を勘案して、これらの民営いかんを計画してみようといふわけで、この案を実は出したのであります。そこでただいまの公共の利益云々といふか、ただいま申し上げたことで、おそろく提案に至るまでの経過なり、私ども提案者としての氣持は一應御了承願えるのではないかと思つてあります。ただそれかと申しまして、鐵道が公共の利便を提供しておりますこととは、私どももよく承知しておりますのであります。この経営形態を移すことによりまして、非常な不都合を生ずる、あるいは國家の公益の観点に立ちまして、これは総合的な意味合いであります。先ほど來個々の状況を御説明になりました。そのいづれによつても、この是非をきめたような次第であります。その観点に立ちまして、いろいろこの案を審議して参りました。そうして成案を得ては提案、御審議をお願いしておるのであります。それでただいまお示しになりました南武線の川崎地区、その他の方々が、民間拂下げについて反対されておるといふ事情も、

実は承つております。また一面に他の線区等においては、熱心に民間拂下げを願つておるところのものも何つておられます。しかしこれらは、実はただ國會におきまして、この法案が御審議を受けるその間における、一つの参考資料となるものではないかと思つてあります。私どもは各種の條件をこの委員会を通じて公正に御審議願ひたい。かように実は考へておるものであります。ただいま御指摘になりました公共の利益云々を、私どもはただ民間の事業が成立つ、あるいは運賃が安いか、あるいは貨車まわりが非常に便利であるとか、ただこれだけの観点ばかりでも実は決しかねるのではないかと、一定の前提といふか、基礎條件をとられて、民営に移せばかゝるに

なるのだ。かようにきめられて、御審議であつたとすれば、必ずしも私ども賛成しかねるのであります。これらの点は、皆様方がこの委員会を通じて十分御審議を願ひたい、かように思つてあります。公共の利益保護につきましましては、門司さんの御指摘になりましたような、各方面から見たところの総合的な結論によつて、公共の利益に反するやいなやを決せられるものと、かように考へておられます。

○門司委員 非常に御丁寧な答弁であります。なお一應お聞きしておきたいと思つておられることは、先ほどお話しのように、一つは國の観点からというお話がありまして、この点は一應當局にお聞きしたいと思つてあります。當局は現状の姿の上において、提案者がけさ程から申されておられるような事態を承服されるかどうかといふことでもあります。い

わゆる當局にまかしておけば、國鉄の赤字がいつまでたつても消えない。従つて國鉄を救うためにこれを切り離すといふことになれば、言葉をかえて申し上げますと、少し行き過ぎるかもしれません。當局の現在の経営が無能であるといふことを、明らかに裏書きするものである、こういうふうには考へる。従つて當局はこれを拂上げしなくても、何らかの改善を施すならば、國鉄の赤字克服ができると思つてあります。この一点はきわめて本問題を決する上に重要でありますので、當局は單におさなりの答弁でなく、もし資料等がございましたら、資料を出しになつて、國鉄をこゝろから角度において改善すれば、何も民間に拂下げなくてもやつて行けるのだといふことを、ひとつお示し願へれば非常に本案を審議する上に、けつこうだとわれわれは考へるのであります。

○加藤(常)政府委員 當局としては、必ずしも現在當局でやつておることが無能であるとは考へておりませんが、しかし當局としては現在の國鉄経営法、やり方については、大いに改善すべき点は認めておられます。また全体の大きな機構についても、かような必要が生じた関係上、六月一日からパブリック・コーポレーションとして再出発いたしました。あらゆる点で國民の期待に沿うように進んで行くつもりであります。この國鉄拂下げ問題は、ただその点でなく、あらゆる條件が勘案され、しんしんやとされて、法案が提出されたものと當局は推定いたしてお

ります。

○門司委員 私は非常に答弁は不満足に存じます。一体當局はそれだけの確

信で、よくこの大きな國鉄の運営ができたものだと思う。少くとも日本の動脈であり、日本の産業のすべて、文化のすべてを背負つておるあなた方が、國鉄経営に対して今の御答弁の程度では、われ／＼は満足するわけに行きません。私の要求しておりますのは、この拂下げをしなければ、國鉄は赤字が克服できないのかどうかということであり、これは公益の問題であると同時に、提案理由の一つの大きな問題であります。従つて提案理由は一應聞いておきますので、あなた方当局の御意見を聞くのであります。一体國鉄はこれを拂下げることによつて、黒字ができるようになるかということ、ことに私の考えておりますのは、單にこれには不要な財産から拂下げるといふのではない。仕事は同じであります。同じ運輸事業に従事するのであります。仕事がかわらない以上、いずれの形においてこれを経営いたしませうとも、その経営の全きを期しますならば、公共の利益にはなるのであります。國家の利益にも相反することはないのであります。しかしながら提案者の御説明のように、この法案が國鉄の赤字を救うものであるということになつて参りますと、どうしても私は、当局のそういう観点をほつきり聞いておかなければならぬ。國鉄から切り離してしまつて—これがほかの事業を営むということなら別であります。不用財産だから、これを拂下げるといふことであれば別であります。日本の國にとつてこれは決して不要ではない、必要なものです。より以上改善されなければならぬものである。しかるにあなた方にその能力があるか。なけ

れば、これは拂下げなければならぬ。しかしあなたの方の手によつてこれを改善されるという御確信があれば、何を好んでここでわれ／＼があわを飛ばしていろ／＼な議論をして、いろ／＼問題を起す必要があるか。一体あなたの方にそれをやられる経営能力があるかないかということをお聞きしておる。こういう条件のもとに拂下げが行われるということになる、これはきわめて重要な問題であると思ふ。これを拂下げなければ、國鉄の黒字が出ないということになる、明らかに國鉄は日本の國有事業に対して、ほんとうに自信と自覚と、さらに経営の全きを期することはできないものであるということ、私は暴露しておると思ふ。ことにこの線が重要なのは、ローカル線とは申しておりますが、都市近郊の路線ばかりであります。二十二線の中には、あるいは都市近郊でない線もあるかと思ふが、今回拂下げを受ける路線というものは、ことごとく都市の近郊にあつて、もしこれが私鉄でできるならば—拂下げを受けられるならば、何人もやつてみたいというような食指の動く線だけがあげられておる。私はこの点非常に疑問を持つておる。私は民間の諸君が食指の動く路線であるものを、現在の当局が経営できないというふうなことで、一体どうするか。もしそうなつて参りますならば、この大きな國鉄全体を、今の当局にはまかせておけないということになる。この点当局は腹をすえて明確に御答弁を願いたい。

○佐藤榮作君 実は当局に御答弁を要求しておられるのであります。ただいまの当局へのお尋ねは、提案者の説明の不十分であつたために、いろ／＼疑問が生じておられるのであります。提案者の責任において、もう少し詳細に私どもの考え方を申し上げてみたいと思ひます。ことに今引用なきいしましたものは、提案者はかく言う。赤字克服のためには、何を言つておる。一体当局はそれだけの信念がないのか。こういうお尋ねでございます。実は提案者の説明自身がいへん御批判をいただいておりますので、この点もう少し詳細に申し上げてみたいと思ひます。私が申したのは、実は言葉が不足でありまして、國鉄財政の一助にもという意味でございまして、この線を賣却することによつて、赤字が克服できるというわけのものでは絶対ないと思ひます。これは別な観点において、國鉄の当局が考えられることだと思ひます。私どもがこの買収線区を選びました際には、先ほども申し上げましたように、この國の一体性ををそこなわすして、そうして戦時中に特殊の事情で買収した線区であるがゆえに、國鉄財政の一助とも考へて、実はこの際民間に拂下げをしたらどうかという御審議を願うということ、提案をいたしましたということを申し上げておるのではありません。実は御承知のごとく、私は鉄道に長い間奉職いたしておりますので、鉄道の線区をいろ／＼小わけしてみますと、いわゆる幹線的な使命を持つものとか、あるいは準地方的な機能を持つものであるとか、いろ／＼線区によりましての、それらの使命が考えられるわけであります。この總体の機能に重大な支障があるようなものでありますれば、これは私どもといたしましても、基本的な民営形

式というものを考えない限り、民間拂下げの決意は、実はようしないのであります。しかし今回ここに出された線は、主として準地方的交通の機能を果たすものであると見ますし、御承知のごとく従前はすべてが地方鉄道として経営されておつたものであります。地方鉄道として経営いたしますものは、主として地方交通の用に供するものであります。それが戦時中の特別な環境のもとにおいて買収された。従つてこれが平時的方式において買収されたものならばともかくも、そういうものは違つたものである。従つて線区といたしましても、その機能を見ますと、在來の買収したものと、その使命も幾分か違つて來ておる。こういう点に実は目をつけまして、これを民営に移したらどうかということをお尋ね、同時にそれが國鉄財政の一助にもなるのではないかと。総理が申し上げておられますと、いろ／＼たけのこ生活をやるのだ、こういう考え方も実はあるわけでありまして、本來の機能をそこない、公共の利益に反するようなことでありますならば、いかにたけのこ生活といへども、私どもも賛成はいたしかねるのであります。ただいま申し上げるような説明を附加いたしまして、おそれなく当局に対する御質疑は、これで御了承願えるんじゃないかと私は考えます。

○加藤(常)政府委員 今の御質問で、國鉄は経営に対して自信があるかといふお尋ねであつたと思ひますが、この拂下げ路線はもちろん、全般の國鉄経営に対しては、最近國鉄の独立採算制を要望せられ、六月一日から公社として発足いたしました。当局としては國鉄全般に対して独立採算制を堅持する覚悟であります。御質問の拂下げ路線の問題であります。これも國鉄全般と同様な決心であります。しかしこの拂下げの決心は、特に本法案にも書いてありますように、戦時中というやうな字句もありませんし、また今佐藤議員から発言がございましたように、いわゆる國有財産を拂下げて、國有財政の一助とするというやうな観点、また客觀的に國鉄として赤字の克服をやる自信があるかないか、または民營の方がよいかということ、議會において皆様の御審議にまつよりほかにはないと思ひます。

○門司委員 けしからぬ答弁だと思ひます。私は何も議會に聞いておるのではありません。私は当局に聞いておるのであります。それじゃ、國會がもしこういう案を否決いたしますならば、あなた方は黒字で御経営ができるという御確信がありますか。私が聞いておるものは、そういうことをお聞きしておるのではありません。今拂下げの理由の中に、先ほど佐藤議員からも申されましたが、國鉄の赤字克服の一助としてという、非常にやわらかい言葉にかわつて参りましたが、前は大体赤字の克服ということを言つておいでになりましたが、今度は大分様子がかわつて來ました。かわつて参つたことは別に問題はありませんが、それにいたしましても、これを國鉄の赤字を埋めることの一助としても拂下げなければならぬほど、当局は一体この経営ができないものかどうか。私が聞いておりますのは、非常にくだいようですけれども、この事業が不要なものであ

つて、拂下げなければならぬというなら、私は了解するのです。ところが同じような仕事をやりやろうというのです。連わらない仕事をやるのなら、民間でやつても、國營でやつても同じことだと思ふ。一体國營でこれができないかということなんです。その点を明確にしておいてもらいたい。

それからついでに申し上げておきますが、先ほどから戦時中という言葉も出て参つたようではありますが、戦時中に買収されたものは二十二線である。それなら、どういふ角度から十線だけをお選びになつたかということでありまして、この点についても御答弁を願ひたいと思ひます。

○加藤(常)政府委員 先ほど御答弁申し上げた通り、当局といたしましては、独立採算制の堅持その他から考えまして、独立採算制を堅持する自信があるといふのであります。

○佐藤榮作君 その点は午前中お話をいたしましたかと思つておりますが、この十線は特に会社が存続されて、ことにその存続も、戦時法規によりまして会社によつては株式だけ持つてゐる会社になつております。実は非常に異常な方法で、今会社が存続してゐるのであります。そういうようなものは、いづれ何らか処置をいたしますか、会社といはしましては本来の事業形態に、組織もかえるべき筋のものでございます。そういうようなことも一つ考へるわけでありまして、しかしこの第一條そのものから見ますれば、十八年及び十九年云々となつておまして、必ずしも線区がそれだけに限定はされない書き方ではないかと私は思つておりますが、いかがでございますか。

○門司委員 今の御答弁は私にはまだ実は了解ができないのであります。それは限定されていないといふようなお言葉であります。この條文から見ますと、やはり戦時中という言葉も出て参りますし、戦時中なら、同じように戦時中に買収したのも、やはり同一の形の上においてとることが正しいと思ひます。同時にまた会社が残つてゐるといふお話でございますが、なるほど会社は、あるいは、バスの経営をやるとか、いろ／＼な形で多少残つてゐるといふことは事実であります。しかしそのみによつて、これをどうしても縁故拂下げをしなければならぬといふ理由にはならないと思ひます。

○佐藤榮作君 第一條に「政府が昭和十八年及び昭和十九年に今次の戦争の必要に基いて」云々とあります。その間に買収いたしましたものが二十一線になつておまして、そのうち十線が会社が残つておるといふことを申しておるわけでありまして、

○稲田委員長 午前中からで皆さん非常にお疲れであらうと思ひますので、爾余の質問は次に譲りまして、本日はこれをもつて散会したらいかがでございますか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕  
○稲田委員長 それでは本日はこれをもつて散会いたします。

午後六時五十八分散会

〔参照〕  
日本國有鉄道法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書  
海上運送法案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年八月二十九日印刷

昭和二十四年八月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局